

新規制基準では、発電所から半径160km圏内の第四紀火山¹を調査し、火砕流や火山灰の到達の可能性、到達した場合の影響を評価することを要求。

○検討対象火山(39火山)について、過去の噴火履歴や規模、影響範囲等を調査。

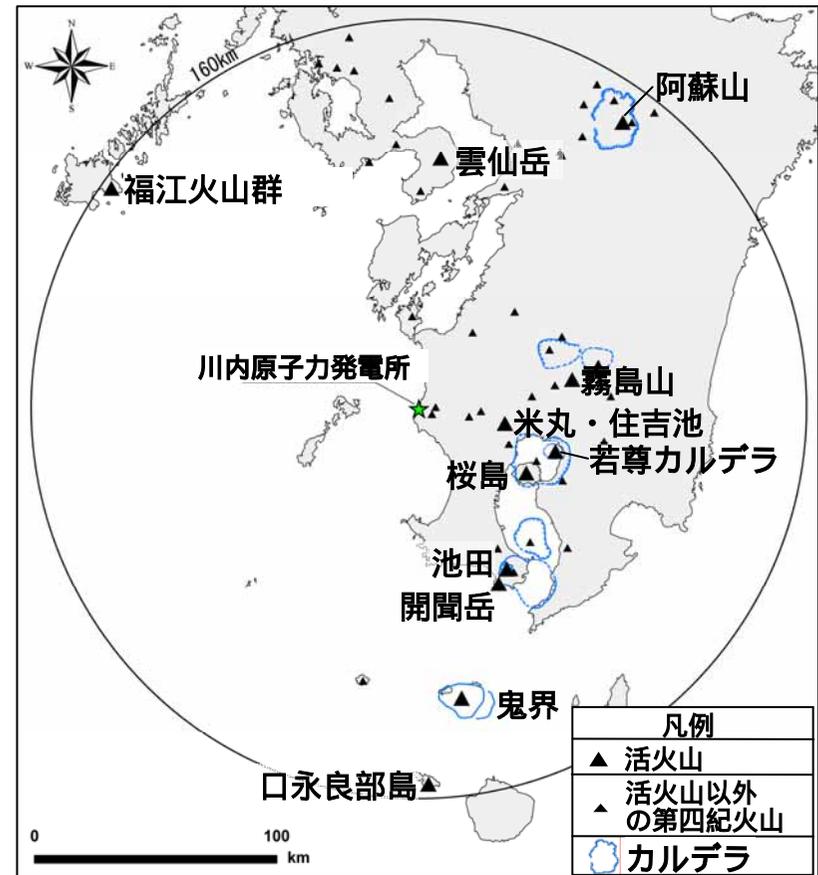
- ・発電所の運用期間中に想定される噴火規模、敷地との位置関係等から、火砕流、溶岩流等が敷地に到達することはない。
- ・火山灰についても敷地において想定される厚さは薄く、発電所への影響は十分小さい。

○カルデラ²については、破局的噴火の活動間隔や破局的噴火前後の噴火傾向等を調査。

- ・破局的噴火の予兆(大規模噴火が繰り返し発生する等)が現在はないこと、破局的噴火の活動間隔が数万～数十万年であることなどから、発電所の運用期間中に破局的噴火が発生する可能性は極めて低い。

○更なる発電所の安全の向上に資するため、火山活動のモニタリングを実施。

1 第四紀火山:約258万年前以降に活動した火山
 2 カルデラ:破局的噴火を発生させた火山が陥没地形として残ったもの(阿蘇、加久藤、始良、阿多等)



活火山:第四紀火山のうち、約1万年前以降に活動した火山
 検討対象火山 第四紀火山 の位置図